

観光圏の認定要件

観光圏整備実施計画の新規認定にあたっては、観光圏整備法第8条第3項、基本方針などに定める認定基準への適合性を確認している。

○観光圏整備実施計画の認定基準

【法第8条第3項第1号】

1. 基本方針との整合性に関する基準

▶ 観光圏整備実施計画に定める事項が、観光庁が定める基本方針に照らして適切なものであること

- | | |
|--|--|
| <p>① 観光圏としての目指すべき方向性</p> | <p>② 観光圏整備事業の効果に関する指標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消費額 ✓ 延べ宿泊者数 ✓ リピーター率 ✓ 旅行者満足度の増加 等 |
| <p>③ 個々の事業についての整備計画との整合性及び効果測定のための指標設定</p> | |

【法第8条第3項第3号】

3. 観光旅客の滞在促進に向けた事業の有効性に関する基準

▶ 観光圏整備実施計画に定める観光圏整備事業が、観光旅客の滞在を促進するために有効なものであること

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| <p>① 滞在促進地区における重点的な事業実施</p> | <p>② 主たる滞在促進地区の設定</p> |
|-----------------------------|-----------------------|

【法第8条第3項第2号】

2. 観光圏整備事業の遂行における確実性に関する基準

▶ 観光圏整備実施計画に定められた事項が観光圏整備事業を確実に遂行するために適切なものであること

- | | |
|--|--|
| <p>① 観光地域づくり実施基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ コンセプト設定 ✓ 各種情報の収集・分析 ✓ 持続可能な観光地域づくりの取組 ✓ インバウンド回復の取組 ✓ 国内交流拡大の取組 等 | <p>② 観光圏整備事業の実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 幅広い関係者が連携した運営体制 ✓ 観光地域づくりマネージャーの適切な配置 ✓ PDCAサイクル確立の方針 |
|--|--|

【法第8条第3項第5号】

4. 観光案内所での観光圏全域の情報提供に関する基準

▶ 観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること

【法第8条第3項第4号】

5. 観光圏内限定旅行業者代理業を実施する場合の基準 該当する場合のみ

▶ 観光圏内限定旅行業者代理業を実施しようとする者が旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条第1項各号(第9号及び第10号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第11条の2に規定する旅行業務取扱管理者又は第12条第4項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること